

保育所民営化についてのお知らせ

平成29年(2017年)9月25日発行

南保育園の民営化に関する条例改正が認められました

公立保育所は、「吹田市立教育・保育施設条例」(以下「条例」)で名称や所在地、定員等を規定していますので、民営化前にこの条例の改正をします。南保育園で説明しますと、条例中の「南保育園」の部分を平成30年4月1日から削除するような条例の改正を行うこととなります。

この条例の改正には、事前にパブリックコメント(意見募集)を実施し、市議会で過半数以上の賛成を得ることが必要です。

パブリックコメントについては、6月1日～30日の実施期間中、35件(26通)の意見[※]提出がありました。また、市議会へは9月定例会に提案し、9月21日に条例の改正が認められました。なお、条例は平成30年4月1日に施行されます。

※提出意見の主な内容は、「パートやアルバイト職員が働き続けられるよう条件整備を行ってほしい」、「保護者や職員、移管先事業者の意見を聞きながら条件整備を進めてほしい」などでした。これらに対する市の考え方やその他の御意見等詳細は市のホームページを御覧ください。

民営化に向けた5園の取組状況

南保育園では、移管先のこばと会の保育士と一緒に保育に入る合同保育が続いています。また、保護者と事業者、市による三者懇談会や、園の行事や取組を引き継ぐための会議等も開催しています。

吹田保育園と藤白台保育園では、三者懇談会を開催し、保護者と事業者が直接話し合うなど、来年4月からの合同保育に向け、準備が続いています。

岸部保育園と西山田保育園については、10月下旬頃から選定委員会を開催し、今年度中に移管先事業者を決定する予定です。

引き続き、円滑に民営化が進むよう取り組んでまいります。

【お問合せ】

児童部 保育幼稚園室 政策グループ(民営化担当)
Tel:06-6384-3104 Fax:06-6384-2105

パブリックコメントのホームページ



公立保育所民営化のホームページ

